

「さかいみなと応援券」取扱店舗募集要項

1 応援券の概要

有効期限	「令和4年10月31日(月)」の予定 ※新型コロナウイルスの感染状況等をみながら決定します。 応援券は、早ければ4月下旬頃から、各世帯に郵送する予定です。
対象者	全市民 (33,500人程度)
金額	1人1冊 5,000円分 (500円券×10枚綴り)
使えるお店	登録された市内のお店 ※原則、業種は問いません。 ※飲食店でも使えます。 ※過去2回のふるさと応援地域振興券は、「商品券(全取扱店舗で使用可能)」と「食事券(取扱店舗のうち、飲食店のみ使用可能)」の2種類を発行しましたが、今回のさかいみなと応援券は、 <u>全登録店舗で使用可能な「買物・食事券」(1人につき5,000円分)の1種類のみ</u> の発行となります。

2 取扱店舗について

(1) 募集期間 令和4年3月7日(月)～3月31日(木)

3月31日(木)現在で登録されている店舗については、各世帯への応援券発送時に同封する「取扱店舗の一覧」に掲載します。

それ以降に申請があった店舗については、ホームページで随時掲載するほか、応援券裏面に掲載するQRコードで周知します。

(2) 取扱店舗の表示

応援券取扱店舗として登録された店舗は、それを証するために市から配布される掲出物(ポスター等)を店舗の分かりやすい場所に掲出してください。

(3) 取扱店舗の登録資格

① 市内で事業を営む店舗

② 取扱店舗の業種は問いませんが、風俗営業の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条(昭和23年法律第122号)に規定する事業は対象外とします。

(裏面に続く)

3 取扱できる商品及びサービス

応援券は、登録された店舗で取り扱う商品及びサービス(飲食店を含む)で使用できます。ただし、次のものについては、応援券の取扱い対象外となります。

- ・ 換金性の高い商品(商品券、ビール券、図書カード、切手、印紙、プリペイドカード等)
- ・ たばこ事業法(昭和59年法律第68号)第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- ・ 風俗営業の規則及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業に係る支払い
- ・ 土地・家屋購入・家賃・地代・駐車場(一時預かりを除く)等の不動産および資産性の高い商品
- ・ 通信販売商品
- ・ 出資や債務の支払い
- ・ 仕入等の事業資金
- ・ 自社(店)商品の買取り

4 応援券の取扱い

- (1) 境港市以外の自治体で換金することはできません。
- (2) 釣銭を出すことはできません。
- (3) 消費者から回収した応援券の使用・転売は禁じます。
- (4) 消費者から回収した応援券の裏面に店名等が分かるスタンプ等を押してください。

5 応援券の換金について

次の書類を、境港市水産商工課に提出してください。

- ① 使用済の応援券(裏面に店舗名等を押印したもの)
- ② 請求書(指定の様式)

※請求いただいた後、速やかにお支払いしたいと考えていますが、混雑状況や請求金額等により、多少お時間をいただく場合がありますので、ご了承ください。

<お問い合わせ先>

境港市水産商工課 商工振興係

TEL:(0859)47-1056

FAX:(0859)44-7957

メール:suisan@city.sakaiminato.lg.jp